

(インドネシア) - 2件

政府、地熱の直接利用に関する政令完了へ加速

2017年11月9日



(写真: ユヌス・サイフルハック地熱局長)

11月9日(木)バリにて、地熱の直接利用と間接利用に関する政令についての公聴会が開かれた。参加者は、地方政府、自治体、地熱開発機関の代表者等。新再生可能エネルギー・省エネルギー総局(EBTKE)のユヌス・サイフルハック地熱局長は、法律2014年第21号地熱法に則り、地熱局は3つの政令を制定する努力を続けているとした。3つの政令の内2つは公布済みである。3つの政令は下記。

- 1)地熱の間接利用について(政令2017年第7号)
- 2)生産ボーナスについて(政令2016年第28号)
- 3)地熱の直接利用について(制定中)

また政府は、東部地域の地熱開発促進、国営企業へ地熱発電開発の割り当て、投資調整庁による統合ワンストップサービス(PTSP)による許認可取得の簡素化、地熱開発の予備調査と探鉱認可(PSPE)等機会を提供し、財政的および非財政的インセンティブを与え地熱開発の突破口となるよう努力している。

ユヌス地熱局長は、2014 年第 21 号地熱法で、地熱の利用法については、間接利用と直接利用の 2 種類に分けられると説明し、間接利用は地熱発電を指し、直接利用は農業、産業、観光などの分野での利用で非電力と説明した。

地熱の直接熱利用についての規制は、新エネルギー・省エネルギー省総局の最終段階に入っており、今年完了することを発表した。同規制の中には、地熱の直接利用開発および管理計画、直接利用のための地熱価格等が制定される。

さらに、地熱分野の政令ドラフト(RPP/Rencana Peraturan Pemerintah)と省令ドラフト(RPM/rancangan peraturan menteri)の計画についても説明を行った。今後公布予定される政令と省令は以下の通り。

- § 地熱の直接利用に関する政令 (RPP)
- § 地熱の間接利用開発に使用されるデータと情報の管理と利用に関する省令 (RPM)
- § 地熱開発フィージビリティスタディの指針に関する省令 (RPM)
- § 外国人労働者の利用に関する省令 (RPM)
- § 地熱事業におけるインドネシア人労働者の育成に関する省令 (RPM)
- § 間接利用のための地熱開発工事中の汚染制御および/または損傷した地熱環境に関する省令 (RPM)

観光省の自然・人工観光開発担当副部長は、地熱ポテンシャルのある地域の観光発展見通しとの関係についても説明し、地熱潜在力の存在は、観光分野にプラスの相乗効果をもたらすことが期待されていると付け加えた。

(出典: 新再生可能エネルギー・省エネルギー総局 (EBTKE) 地熱局)

## 第 5 回インドネシア - 中国エネルギーフォーラム開催

2017 年 11 月 13 日



(写真右から 7 番目: イグナシウス・ジョナン ESDM 大臣、その右隣り: アルチャンドラ・タハル ESDM 副大臣)

2017年11月11日から13日まで、「第5回インドネシア - 中国エネルギーフォーラム」がジャカルタの JW Marriot Hotel にて開催された。

ジョナン大臣は中国に対し、新再生可能エネルギー (NRE) の分野に投資することを強く要請した。中国から NRE 分野に投資されることにとって、2025年のエネルギーミックス目標 23%達成を促進することが目的。また、インドネシアには NRE の他に、石油・ガス、鉱物、石炭、電力分野への投資が期待されている。同大臣は、インドネシアと中国が両国に利益をもたらすために協力していくことを希望し、投資環境への配慮もすると述べた。

(出典:新再生可能エネルギー・省エネルギー総局 (EBTKE) 地熱局)